第9号様式(第14条)

工事着手及び現場代理人等届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約番号 | 　 | 工事(委託)番号 | 　 |
| 年　　　月　　　日（宛先）鎌倉市 |
| 　　届出者　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　　　社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　次のとおり、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者）等を定め、工事に着手したので届け出ます。 |
| 工　事　名 | 　 |
| 工 事 場 所 | 　 |
| 請負代金額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 契約年月日 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年（　年）　月　日 |
| 契 約 工 期 | 　　　着手　　　　　　　　　　令和　年（　年）　月　日　　　しゅん功　　　　　　　　　令和　年（　年）　月　日 |
| 現　　　場代　理　人 | 住所 | □　主任技術者（建設業法第26条第１項）　□　高校卒業後５年以上の実務経験を有する者　□　大学卒業後３年以上の実務経験を有する者　□　主任技術者になりうる資格等を有する者※いずれも請け負った建設業の種類に応じたものに限る。□　監理技術者（特例監理技術者）（建設業法第26条第２項）　交付番号：第　　　　　　　　　　　　号 |
| 氏名 |
| 主任技術者又 は監理技術者(特例監理技術者) | 住所 |
| 氏名 |
| 監理技術者補佐 | 住所 | □　監理技術者補佐（建設業法第26条３項ただし書、建設業法施行令第28条）□　主任技術者の資格を有する１級施工管理技士補□　監理技術者の資格を有する者※いずれも請け負った建設業の種類に応じたものに限る。 |
| 氏名 |
| （添付書類）１　現場代理人：請け負った建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類２　営業所における専任の技術者に関する書類（建設業法第７条第２号）３　主任技術者：主任技術者に係る上記１と同様の書類及び請け負った建設業の種類に応じた国家資格等を証する書類４　監理技術者：監理技術者に係る上記１と同様の書類及び監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の写し５　特例監理技術者：上記４の書類及び兼務する工事現場に関する書類６　監理技術者補佐：監理技術者補佐に係る上記１と同様の書類及び請け負った建設業の種類に応じた監理技術者補佐になりうる資格を証する書類 |
| （注意事項）１　本工事の請負代金額(税込み。以下同じ)が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上の場合、配置する主任技術者又は監理技術者は、他の工事現場を兼ねて配置することはできません。ただし、監理技術者補佐を本工事現場に専任で配置する場合、監理技術者は２つの現場まで兼務することが可能です(建設業法第26条第３項ただし書)。２　本工事を施工するために締結した下請契約の契約金額(当該下請契約が２以上あるときは、それらの契約金額の総額)が5,000万円(建築一式の場合は8,000万円)以上の場合は、監理技術者を配置しなければなりません(建設業法第26条第２項)。また、この場合、元請業者は特定建設業許可を受けていることが必要です。３　本工事の施工にあたって、専門技術者（建設業法第26条の２）、特定専門技術者（同法第26条の３）を配置する場合は、施工体制台帳及び施工体系図（同法第24条の８、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）に必要な事項を記載等してください。４　請負代金額500万円以上の場合、配置した監理技術者又は主任技術者について、監督職員の確認後、CORINS登録してください。５　落札候補者となった者が提出した「配置予定技術者調書」と異なる者を配置する場合は、その理由書(様式適宜)を添付してください。 |

　（備考）発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載した場合、押印を省略することができます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行責任者 | 役職及び氏名 |  | 連絡先 |  |
| 担 当 者 | 氏　名 |  | 連絡先 |  |